

第 2 回

仙北北部四か町村合併協議会

平成15年1月17日(金)

事務局(局長) 会長であります佐藤田沢湖町長から開会のごあいさつをお願いいたします。

(拍手)

田沢湖町長 第2回目ではありますが、一応まだ正月の月でありますので改めて明けましておめでとうございます。

昨年の発足以来、それぞれ今この10日にはご承知のとおり四か町村の議員の皆さんの勉強会大盛會裏にいろいろな意見交換ができたことをまずもって心からよかったとこう思っているところであります。

さて、今日のあいさつでありますけれども、前段にも申し上げましたように、いよいよ本格的な協議内容というものを進めていかなければならないということでございますが、特に私は事務局等の話の中で、こんなことを話ししておるところであります。いずれ合併を前提にしながら協議を進めていくわけありますので、この北部四か町村の将来展望と申しますか、こうした環境の都市をつくるという、そういうものを任意協議会の中でいろいろなことを論じながら、法定協議会に望むにいたしましても、そんなことをお互いに意見交換をしていく会をこの後、やはりただ単にこうした決めた協議会というよりもむしろそうしたいろいろな懇談をする今日の日を設けながら、そういうことも大事ではなからうかなと、こんなことを実は事務局にもお話をさせていただいているところであります。

どうかそういうものを含めまして、今日はいろいろご提案する内容につきましては、これからの進め方等でございますので、そうしたことを皆さんからご審議になると同時に、前段に申し上げましたことも含めていろいろ協議をしまいたいなど、こう思っているところであります。

以上、簡単に申し上げまして、きょうの会議にお集まりいただきましてお礼を申し上げてあいさつとさせていただきます。

どうもご苦労さんでした。ありがとうございました。(拍手)

事務局(局長) ありがとうございました。

それでは早速協議に入ってまいりたいと思いますが、準備の都合によりちょっとお待ちください。

それでは、協議会の規約によりまして会長が議長となるということになっておりますので、会長よろしくをお願いいたします。

会長 それでは、そういう規約でありますので、暫時会議を進めてまいりますので、皆さんのご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、ただいま出席の委員は全員でございますので、第2回の北部四か町村合併協議会を過半数に達する全員出席のもとに開会をいたしたいと思えます。

それでは最初に、本日の議事録の署名人を私の方から選任させていただきます。

角館町議会議長さんの田口さん、中仙町議会議長さんの小松さん、田沢湖町議会議長の田口さんと3名の方に本日の会議録署名委員をお願い申し上げます。

それでは早速、協議案件に入らせていただきます。皆さんのお手元にあります議事に従って進めてまいります。

最初に協議案件第7号 仙北北部四か町村合併協議会の規約についてを議題といたします。

事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、協議案第7号 仙北北部四か町法定合併協議会規約（素案）についてご説明いたします。

これは、第1回の協議会で協議いただきました任意協議会の規約と共通する点もございますが、順次説明していきたいと思えます。

第1条協議会の設置でございますが、角館町、中仙町、田沢湖町、西木村、以下四か町村は、地方自治法及び市町村の合併の特例に関する法律により合併協議会を設置するということでございます。

協議会の名称は、第2条におきまして仙北北部四か町村合併協議会とするということでございます。

協議会の事務は、第3条におきまして、1項で四か町村の合併に関する協議、それから法第5条の規定に基づく市町村建設計画の作成。それから、これらのほか四か町村の合併に関し必要な事項を協議するということでもあります。

第4条におきまして、協議会の事務所は、西木村役場内に置くということでもあります。

第5条におきまして協議会は会長、副会長、委員をもって組織するということです。

それから第6条、会長及び副会長、会長及び副会長は四か町村の長が協議し、次条、第7条になりますが、第1項の規定により委員となるべき者の中からこれを選任するということでございます。第2項におきまして、会長及び副会長は非常勤とするということです。

それから第7条、委員であります。委員は次の者をもって充てるということで、1番目に四か町村の長及び助役。それから、2番目に四か町村の議会の議長及び当該議会議員2名、合わせて議会から3名でございます。

3番目としまして、四か町村の長が定めた学識経験を有する者各3名ということございま

す。各町村 8 名の委員をもって構成することになります。合わせて 32 名の委員で法定協議会を運営していくということでございます。委員は非常勤とするということです。

会長の職務代理は、第 8 条によりまして会長が事故あるとき又は欠けたときは、副会長のうちからあらかじめ指名した者がその職務を代理すると規定しております。

第 9 条は、会議は必要に応じて会長が招集する。それから、前項の規定にかかわらず、委員の 3 分の 1 以上の者から招集の請求があるときは、これを招集しなければならないとしております。それから、3 項におきまして、会議の開催場所、日時は会議に付すべき事項とともに会長があらかじめ委員に通知しなければならないということです。

第 10 条におきまして、会議の運営は、会議は委員の半数以上の出席がなければこれを開くことができないということでございます。会議の議長は、会長が当たることになります。それから、会議の議事及びその他会議の運営に必要な事項は、会長が会議に諮って別に定めるということで、別に規定することになっております。

それから、委員以外の者の出席であります。第 11 条におきまして会長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を要請し、説明又は助言を求めることができると規定しております。

幹事会専門部会といいますのは、第 12 条の第 1 項におきまして、協議会に幹事会を置くことができる。第 2 項におきまして幹事会に専門部会を置くことができるということになっております。それから、幹事会及び専門部会は、組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定めるということになってございます。

それから、13 条の事務局であります。協議会の事務を処理するため協議会に事務局を置くということで事務局の事務に従事する職員は四か町村の長が協議して定めた者をもって充てるというふうに規定しております。それから、事務局に関して必要な事項は会長が別に定めるということになっております。

それから、経費の負担等でございますが、第 14 条におきまして協議会の運営に必要な経費は、四か町村の負担金及びその収入をもって充てるということになりますが、第 2 項におきまして負担金の額は、四か町村が協議して定めるということになっております。それは、次の予算の案の方で説明いたしたいと思っております。

監査でございますが、第 15 条で協議会の出納の監査は、四か町村の代表監査委員のうちから四か町村の長が協議して定めた者 2 名に委嘱して行うというもので 2 名の監査委員を置くということでございます。監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならないということです。

財務に関する事項であります。第16条におきまして協議会の予算の編成、現金の出納、その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定めるということでもあります。

それから、次の報酬及び費用弁償でございますが、第17条におきまして第7条1項第2号、これは議長及び議会の議員でございますが、及び第3号、第3号は学識経験を有する者でございますが、これらの委員と監査委員は報酬を受けることができるということで、これも予算のところでご説明いたします。

第2項といたしまして、協議会の会長、副会長、委員、監査委員等は、その職務等を行うために要する費用の弁償を受けることができるということで費用弁償を謳っております。それから、3項におきまして会長が別に定めるということになっております。

それから、協議会解散の場合の措置でございますが、第18条におきまして協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算すると規定しております。

補足としまして、この規約に定めるもののほかは会長が別に定めるとしてあります。

附則で、この規約は月日が入っておりませんが、任意協議会の規約におきまして任意協議会の期限は平成15年3月31日限りとなっておりますので平成15年4月1日を想定しておることでございます。

以上、説明を終わります。よろしくご協議のほどお願いいたします。

会長 ただいま事務局の方から説明がございました。

ただいまの規約につきまして、皆さんからご意見等、ご発言をお願いいたします。

法定協議会の運営規約ということになりますので、皆さんからいろいろなご意見をお願いをいたしたいと思っております。

条文の内容につきましては、事務局からのお話には、一般的に、事務を行われているものを踏襲しながらこの素案を幹事会で協議されたということでもありますので、不明な点についてご質問いただければありがたいんですけども、いかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

会長 一般事例の同じような形で幹事会でいろいろ論議をしていただいて、こうした原案を作成していただいたことでもありますので、それではご質問もないようでありますので採決をいたしたいと存じます。

協議案件の第7号、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ご異議なしということでございますので、7号は原案のとおり決定をいたしました。

それでは次に、協議案件第8号であります。先ほども開会の段階で事務局から説明ありましたが、15年度予算案についてを議題といたしたいと思っております。その案件について、事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局(藤村) それでは、協議案第8号 平成15年度予算(案)について説明いたします。

歳入総額は3,200万1,000円、歳出総額も3,200万1,000円となっております。

歳入の方でございますけれども、各町村の負担金が2,700万円。内訳は記載のとおりでございます。

それから、県支出金としまして法定合併協議会支援事業費補助金500万円を計上しております。

それから、諸収入として雑入ですけれども、預金利子等で1,000円を計上しております。

歳出の方でございますけれども、1款総務費、1項会議費の総額が215万1,000円。事務費が650万8,000円。2款事業費、1項事業推進費が2,264万7,000円。予備費が69万6,000円となっております。

積算の内訳でございますけれども、配付しております説明資料の方をごらんいただきたいと思います。1ページの方から説明いたします。

法定協議会で行います事業計画の案でございます。

1としまして、協議会及び幹事会会議の開催。2、先進地視察の実施。3は、新市建設計画の策定。4、合併協定項目の調整。5、事務事業の一元化調整。6、新市例規原案の作成。7、広報紙の発行及びインターネットホームページの開設。8、住民説明会の実施。9、関係町村職員研修の実施となっております。

2ページでございますけれども、平成15年度の大まかなスケジュール案でございます。先ほどの説明にありましたように15年4月に法定協議会の設置ということを用意しております。この部分で予算なり規約なりを正式決定という形になります。

6月に先進地視察、8月に建設計画、財政計画案の協議。それと各種協定項目の協議・決定の開始。16年3月、15年度最後に建設計画の決定というふうに設定しております。

3ページ、4ページでございますけれども、合併の協定項目のスケジュールということで、協議会を1回から9回まで予定しております。それぞれの項目について協議し、合意していくというスケジュールを予定しております。

それから、5ページからですけれども、これに基づきました予算案の積算内訳の説明となっ

りおります。

中段のところに積算の前提条件ということで箇条書きしておりますけれども、委員の数は、町村長4名、助役4名、議長4名、議員が各町村2名の8名、それから学識経験が各町村3名の12名。計32名としております。監査については、外部監査ということで、各町村の代表監査委員のうちから2名としております。

委員の報酬について、町村長及び助役については無給、それ以外の委員と幹事については日額6,000円としております。

委員等の会議に係る費用弁償は支給しないということになっております。

事務局の職員数は、現在は各町村2名、中仙町さんは、大曲仙北の方ということで1名ということでやっておりますけれども、各町村3名体制と。それに県職員の1名で13名体制というふうに試算しております。

それから、県職員の人件費につきましては、そこに書いてありますけれども、法定協議会への派遣はしないで、幹事町村への派遣ということになるということですので、この法定協議会の予算の中にはその人件費分の計上は行っておりません。

予算上の取扱いですけれども、県から幹事町村に派遣されまして、実際の事務は法定協議会の事務局ということになります。

経費につきましては、精算払いという形で幹事町村から県の方に、当該職員の人件費分を支払うということになっております。

幹事町村へその他の町村からは負担金という形で応分の負担をするというふうになっております。したがって、派遣される県職員につきましては、給料等の支払いは県から直接行われるということになります。

その下の、仮に当該職員に関する人件費分が1,000万となった場合の各町村の負担ということですが、任意協議会のとくと同じように平等割50%、人口割50%というふうにしますと、この下の表のようになります。これは先ほども言いましたように、この法定協議会の予算の中には計上されない経費になっています。

それでは、法定協議会の方にかかわる予算の説明ですけれども、5ページの上の方、歳出の1款総務費、1項会議費ですけれども、協議会にかかわるということで、日額6,000円の町村長、助役を除いた24名に9回ということになっております。

それから、会議録の調整委託、それから会場使用料と賄料、昼食代ということにいたしております。213万9,000円と。

幹事会、それから、専門部会につきましては、報酬と費用弁償は支給しないことになっておりますので会場使用料につきましては開催市町村の負担ということで、法定協議会の予算の中ではしていません。

それから、監査につきましては、監査委員の監査を1回行うということで、6,000円の委託分で1万2,000円を計上しております。

次に、6ページでございますけれども、同じく1款2項事務費でございます。これは事務局の運営経費にかかわる部分でございます。上段の方が消耗品の方の内訳となっております。

任意協議会のところでは、事務局維持経費の一番下のところに光熱費負担分というのは、期間も短いということで、設置町村の負担ということになっておりましたけれども、今回は応分の負担ということで、西木村の庁舎分で、平成13年度実績を人数割りしたものを計上しております。それで363万7,000円となっております。

次に事務所の物品賃借料、リース料でございますけれども、既存ということで現在の事務局職員分が月額11万6,550円。それから、新しくふえる分で10万6,050円とということで、合計で267万1,000円になります。

それと事務局職員の連絡旅費ということで20万円を計上しております。

次に、7ページでございます。2款事業費、1項事業推進費でございます。

先進地視察ということで、これは委員と職員と別々に行うというふうに策定しております。委員につきましては愛媛県の2つの法定協議会を予定しております。これはあくまでも事務局でやっていたもので、相手に対して了解を得たというようなものでございませぬので、まだこの後に場所が変わるかもしれません。まず2泊3日ということで2つの協議会を視察するというのでございます。

委員32名と各町村から1名、プラス事務局5名で、37名。それから、職員の視察でございますけれども、三重県を予定しております。これは1カ所でございます。1泊の予定で検討しております。13名ということで、合わせて605万5,000円と。

それから、事務事業一元化でございますけれども、委託料として80万を計上しております。任意協議会の事務研究会の中で事務事業の現況調査を委託しております。それが今、各町村でどのようなやり方で事業を行っているかというものを取りまとめておるものでございますが、今度それが合併によりましてどの方向に進むかというようなものをつくる、すり合わせするための経費でございます。

それから次が新市将来構想の策定ということで、任意協議会の段階で現況とそれから合併後

の外枠につきましては策定いたしますけれども、その中身につきましては構想を策定するものでございます。委託料として153万4,000円。それから、有識者ということで、各町村から1名ずつ、ご意見を伺う。そのほかに地域住民からということで各町村3名ずつの12名から意見を出していただきまして新市将来構想の成案を策定したいと思っております。この経費が183万4,000円となっております。

それから、新市建設計画でございますけれども、これは将来構想に基づきまして、そのビジョンを具体化するために作成するものでございます。

その下に、新市例規の立案策定でございますけれども、現在各町村で使っております条例、規則等につきましては、一本化なり新たに策定しなければなりませんので、その策定の委託料でございます。このほかに、ここと建設計画のところには、各専門部会の委員の意見等が反映されるものとなっております。

次に、PR誌の発行でございますけれども、2カ月に1回程度、全戸配布を予定しております。この経費が85万1,000円でございます。

それから、インターネットのホームページの開設でございます。これが104万円。

それから、住民説明会でございますけれども、形式的には法定協議会としては0でございます。といいますのは、開催場所も、日程や会場の経費につきましては、各町村の合併担当課が負担するというふうに想定しております。

それから次に、町村職員研修でございますが、合併による町村の職員の体制等につきましては研修ということで、これは各町村1回ずつ行うことになっております。当然1回で全部集まらないことは想定できますけれども、その場合は他の町村で行うときに受講するという形をとりたいと思っております。回数は4回ということで、28万円でございます。

次に、8ページでございますけれども、以上が歳出予算、県の補助金500万円を差し引きました2,700万円を平等割50%、人口割50%ということで積算いたしますと、この表のようになります。これが歳入予算の負担金のところに計上されております。

以上で説明を終わります。

会長 ただいま予算の説明と合わせて、予算の内容についても、補足的な説明がなされました。これを説明だけで、皆さんすぐぱっと質問が出てこないとは思いますが、ひとつ一応概略を説明いたしましたので、何かありましたらひとつお手を挙げて。

はい、どうぞ。

幹事長 ちょっと補足させていただきます。

先ほど規約の中にもございましたけれども、監査員の2名という方をもって監査をしていただくという規定になっておりますけれども、予算にもありますけれども、法定協議会が決まりますと15年度、16年度、2カ年になる。それで4名の代表監査員に2名ずつ、1名ずつ、2カ年にわたって計4名で監査していただくということになっておりますので、ご了承いただきたいと思います。

会長 ただいま幹事長の方から説明がございました。そういう2年間になっているということで、現在は皆さん全員で監査十分でございますが、法定の場合、そういう考え方は幹事会の方で協議されたということで、私も報告は受けて、もちろん委員会の任期は4年なので、それに良いのではないかという話はしましたが、いずれ2か年にわたって、交互にやるというのもよいのではないかということで、話しましたので、事務局の原案についての提案をさせていただいたところであります。

稲田委員 3点ばかりお聞きします。

まだ始まったばかりで、事務局なり、幹事会で大変だと思っておりますが、住民説明会というのが実施なわけなんです。これは何回やっても地域の方々が理解を得るまでにはいかないと思っておりますが、どういう形の中で地域におろしながら理解を深めるかということが質問の第1点目です。

それから2点目は、新市の将来構想策定というようなことで、委託料という形の中で、有識者とか地域住民というようなことになっていますが、各4つの町村には特別委員会がありますので、私は各特別委員会、多分町村の方々の思いというのはやっぱりあると思うんで、これがすごく大きい一つのポイントになるかと思っておりますが、その場合、いわゆる特別委員会とこの合併協との練り合わせですか、接点ですか、そういうものをどういうふうに踏まえておるのかなというのが質問の第2点目。

それが恐らく計画策定というようなことになると思いますが、きのう田沢湖町でも特別委員会をやったわけなんです、委託という形の中でいろいろなものを丸投げしたんではこの地域の特徴が出ないんじゃないかというようなことが非常に特別委員の間からありましたんで、やはりこの委員の発言する場がどういう形が出るもんだかと、その辺のあたりのすり合わせをもしあったら、なければなかったでよいんですが、私大事なことで今あれしなければだめだなと思ってあえて質問します。その3点です。

会長 事務局の方から。

事務局（藤村） それではお答えいたします。

住民説明会につきましてでございますけれども、予算の方でも説明いたしましたように、各

町村の方で開催のいわゆる起案といいますか、それを行っていただきまして、それに対して協議会といたしましては、資料の提供なり、説明なりというふうなスタイルで行っていききたいというふうに考えておりますので、回数等のことにつきましては、今のところ特別想定はしておりません。

それから、将来構想の件でございますけれども、委託料というふうに計上してある部分ございますけれども、この中には長なり議員からのヒアリングとうい部分も含めて、委託料の中に計上されておりますので、その部分で意見を取り入れていきたいと思っております。その方法につきましては、特別委員会という形になるのか、各議会のこういう代表という形になるのか、そこまでは詰めていませんけれども、あくまでも策定として委託はいたしますけれども、一方的に机上でやるということではなくて、ヒアリングを行って反映させるというふうに考えております。

以上です。

会長 補足説明しますか。

稲田委員 いわゆる新規職員は5名というような形で、これは法定協議会になればということで、プラス5というようなことはあるんですが、このことと中身はどのような中身になるんですか。

事務局（藤村） お答えいたします。

現在、各町村2名ということになっておりますけれども、中仙町さんは大曲仙北の方へも派遣しているということで1名となっております。各町村3名ずつということですので、1名ずつ、その他に中仙さんはもう1名ということで、この5名でございます。さらに、県職員1名ですので、現在7名体制ですけれども13名体制というふうに考えております。

会長 ただいまの説明でおわかりだと思いますが、先ほどありましたこれからの新市構想については、やはり問題をここに提起されて論議をする、それはやはりそれぞれ持ち帰って、次の段階にここに出してもらおうという形で、そういう形ですり合わせをする必要があるのかというふうに事務局とは、実はきのう説明をいただいた段階ではそんな話をしたところですが、それで進め方については、ここで出した問題をそれぞれ持ち帰って論議して、またその委員の方、3名出席されておりますので、そのことをすり合わせして、構築すればよいのではないかと、こういうふうに受けとめておったところでありまして、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、ただいまの案件について何かご質問ございますか。

なければ、まず先に進むのも……。

いずれからすれば、法定協議会のスタートをする段階で、こういう予算を見込んで今進めるという内容でありますので、これから重ねていく段階で、一部修正も出てくるのか、いずれその基本的には、この予算を柱として進めていきたいということでありますので、いかがでしょうか。ご質問はいいですか。

(「なし」の声あり)

会長 こちらのすぐれた面もあるわけでありますけれども、どうぞよろしく、予算について、それでは採決をいたしたいと思えます。

ただいま提案いたしました協議案件の8号について原案のとおりご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

会長 異議なしと認めまして、第8号は議案のとおり決することにいたしました。

それでは続けて次に、協議案9号 合併の基本項目についてを議題といたしたいと思えます。事務局の説明をお願いいたします。

事務局(局長) それでは、協議案第9号 合併基本項目についてご説明いたします。

合併基本協定項目(素案)でございますが、1番としまして合併の方式。関係自治体を廃止し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とするということでございます。

2番、合併の期日でございますが、これは合併特例法の期限でございます平成17年3月末日以前とするということで、できるだけ早い合併を目指してまいりたいということでございます。

3番目の新市の名称でございますが、新市の地理的位置と地域的特性等を全国的にイメージできる名称とする。これは任意協議会で決定方法を協議いたしまして、法定協議会で決定するということの素案となっております。

4番の新事務所の位置でございますが、基本的には、新たな庁舎建設を考えず、各町村の庁舎を使用する分庁舎方式とするということでございます。本庁舎の位置、分庁舎の役割分担等については、これも決定方法を任意協議会で協議しまして、法定協議会で決定するということの素案でございます。

5番のまちづくりのテーマでございますが、大きなテーマとしましては、秋田県の表玄関を目指したターミナルシティということで、中の項目といたしまして観光、産業、医療、福祉、教育、情報等の先導的ネットワーク構築。それから、2番目としまして自然と文化が調和した美しい地域空間の形成。3番目としまして豊かな自然環境を生かした農林業の振興。4番目としまして、地球に優しい生活環境の整備。それらを考えております。

これらの計画の愛称を四葉のクローバーにちなんで、「クローバープラン」とするという素

案でございます。

それから、6番の重点事業でございますが、任意協議会では新市区域内の重点施策について共通認識を持ち、その上で法定協議会において調整し、決定するということになっております。

この中で5番のまちづくりのテーマについては今後の協議会の中心的な課題となると思いますが、これは事務局の案に基づきまして幹事会で検討いただいた素案を説明資料の方に載せてありますのでごらんいただきたいと思います。

説明資料の9ページをごらんいただきたいと思います。

まちづくりテーマのこれはあくまでも素案でございますが、秋田県の表玄関を目指したターミナルシティ、1番目としまして観光、産業、医療、福祉、教育、情報等の先導的ネットワーク構築。観光といたしまして秋田県観光の玄関口として豊富な自然、歴史、文化など豊かな地域資源を有効に活用した交流観光の拠点づくり。2番目としまして、地域の観光資源を効率的、有機的に結びつける観光ルートの開設と観光客が滞留することによる経済的波及を狙うというものでございます。それから、癒しと地域の特性を体験できる体験型観光やグリーン・ツーリズム等の振興による産業と融合した観光の提供を図る。それから、フィルムコミッション、これは映画、テレビ等のロケ地の誘致でございますが、その活動によります地域の宣伝効果を活用した観光客の増大を図るということでございます。

産業としまして、安全でおいしい地元米のブランド化の確立と安定供給、低コスト化の追求。それから、農業法人、認定農業者、作業受委託組織等の確保育成と農業後継者の育成ということでございます。

3番目としまして、まちづくりと一体となった中心市街地活性化事業の推進による商工業の活性化と雇用対策を図るということでございます。それから、未利用遊休地等の宅地化推進による地域の定住化促進を推進するということでございます。

医療としましては、長寿社会に対応し、健康づくりや生活習慣病の予防に取り組み、高齢期にも介護を要しない健康と医療の充実。2番目としまして、どこでも安心して受けられる医療施設の整備充実と医療体制づくりというものでございます。

福祉としまして、結婚や子育てに喜びや夢を持ち、安心して育児と仕事を両立させるための多様な保育サービス等の充実。高齢者や障害者が安心して暮らせる環境づくりと、利用者自らが必要なサービスを受けることができる介護保険サービスや障害者サービスの充実。

教育としましては、個性と創造力豊かな子供を育てる教育、自らの地域づくりを行う意識や働くことの喜びを育むふるさと教育の一層の推進を図るということでございます。それから、

生涯にわたって学習できる地域社会が一体となった生涯学習体制の確立。それから、県立医療系福祉総合大学の誘致による教育環境の充実と優れた人材育成を図る。また、それらによる雇用対策と定住促進の相乗効果を目指すということでございます。

情報としましては、情報端末整備による情報発信機械の広汎化の推進。次のページにまいりまして、医療、福祉、教育、情報関連ソフト事業が円滑に推進するための地域内の情報通信網の充実。3番目としましては、携帯電話不感地域の解消、テレビ難視聴地域解消等の地域格差の是正を図るということでございます。

大きい としまして、自然と文化が調和した美しい地域空間の形成としまして、潤いと安らぎを提供する農山村空間の創造と多様な地域資源を生かした中山間地域の保全。魅力あるまちづくりの推進及び特色を生かした調和のとれた街路整備。それから、国道46号線、国道105号線の地域高規格道路化の推進。4番目としまして、地域内外との交流と生活圏の連携強化のための道路網の整備促進。

大きく3番目としましては、豊かな自然環境を生かした農林業の振興ということで、初めに生産物の安全性の追及とブランド化の確立。生産者と消費者の直結した販売活動の促進。それから、豊富な森林資源の循環利用による林業の推進と地域産木材の流通体制整備。それから、公共建築物等への地域産木材の積極的活用。

大きな4番目としまして、地球に優しい生活環境の整備ということで、豊かな自然環境保全の推進。森林保全網整備推進による水質浄化作用の安定的確保。除間伐等の計画的推進による健全な森林の造成。それから、廃棄物の発生抑制とリサイクルを図りまして、廃棄物の適正処理の推進を図るということでございます。最後に、公共下水道等の整備促進による快適な生活環境と水質の保全。

これはまちづくりのテーマの素案でございますので、先ほどの合併基本協定項目と合わせてよろしくご協議のほどお願いをいたしたいと思っております。

会長 ただいま事務局長の方から、こうした問題を1つの柱として取り組んでいきたいという幹事会の中で協議を積まれたわけでありまして。先ほどもご説明申し上げましたが、ただ項目だけではいけない。やっぱりこう実際的な、もう少し包含的なビジョンの作文なり、実施の部分をもう少し具体化をしていきたいなど、こんなことで事務局には説明においてをいただいた段階には、お話をいたしたわけございまして、この前の案件でもご質問ありましたように、このことをやはりそれぞれの町村の持っているものを具体化しながら1つのそうしたビジョンというものをつくっていききたいと、こういうふうに考えているところでありますので、こうし

たものを柱にしながら進めていきたいということで、基本項目についての考え方を協議案件として皆さんにご説明をいたしたところでございます。

1つ1つの説明の項目ではまだまだ落ちている面、あるいはそういうつなぎの面というものは多少あると思いますが、いずれこうした協定項目を柱にして広げていきたいと、こういう内容でございます。

補足の説明を受けた段階の説明を受けた段階で私なりにお話ししたものを含めて提案の説明にいたしたいと思えます。

何かご質問等、ここは大変あろうと思えますが、これを皆さんからご質問ちょうだいいたしたいと思えます。はい、どうぞ。

稲田委員 内容的には、全く理想どおりです。

幹事長にご質問いたします。現実的にいろいろ4町既に15、16といろいろな事業を進めているわけなんです。ただ合併前提としてこの最も意味のあるものをやはり各町村が単独で今年度あたりから私はやっていかなければ何も意味がないと思うわけです。

そういうことで各幹事長方が、今年の予算でうちの方で例を言えば、簡単にいわゆるU字溝を入れて、あとそれで水路整備ということでなく、いわゆる北部四か町村は同じ水路を入れるにしても、県の工事を導入するにしても、自然にマッチしたものの事業をやっていきながら、今からそれをやって17年度のときには理想的なスタートができるというようなことになっていなければ、15、16がそれぞれ単独で何も統一しないでやっていって17年度から初めていろいろなものをやるということは私はちょっとあれなような感じしますんで、いわゆる幹事会としてそういうことを今年あたりから、取り上げられるものは取り上げて少しずつでもこの目標に向かっていこうという話がなされたのかどうか、ということをお尋ねいたしたいと思えます。

幹事長 お答えします。

そうした事業の、17年の合併に向けて、そうした事業の共有化、そうした執行方法等において今から進めるべきではないかというような質問だと思えます。実際にはそうした事柄は話し合わなければならないと思えます。それぞれ各町村の財政事情、事業計画等々もあるわけでございます、その中でも、例えば水路等の問題でも、隣接しているわけでございますけれども、その負担金そうしたところが市町村で違うところもございまして、そうした前提になるそうしたすり合わせもこれから幹事会の方で行って、そうした事業の方向性を定めていけばと、そのように思えます。

会長 いろいろ協定の項目というものにこれから今ご質問ありました内容については、今後

のことにいろいろすり合わせしていく作業がこの後、事務局で進められているわけでありますので、いずれ15年度には今いったようなものが前進をしていくと、こういうように思いますけれども、そういうふうにひとつこの後すり合わせをしていくということになりますので、そういうふうに受けとめていただければと思っております。

はい、どうぞ。

事務局（局長） 先ほどの説明でちょっと補足いたしますが、合併基本項目の3番の新市の名称と、新事務所の位置でございますが、先ほどの任意協議会で決定方法を協議する。法定協議会で決定するとご説明申し上げましたが、これは次回の第3回目の任意協議会で決定方法を協議いたしたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたしたいと思っております。

会長 問題を提起して、それを持ち帰っているいろいろまた各町村で協議をしなければならないというものだと思いますので、提案したものが即その場で決定としなくとも次にまた送っていくというのがこれからまた大事だと思いますので、そういうふうに論議をしていくと、こういう考え方でいかがでしょうか。そんなふうにひとつご理解をいただきたいと思っております。

それでは、ご質問ございませんか。

はい、どうぞ。

田口委員 今、事務局長の方でお話しされた第3回の協議会の中で決めていくという話のことですけれども、例えば任意協議会で決定方法を協議をして法定協議会で決定するという。任意協議会で決定方法を協議するという、その決定方法というのは、例えばどういうことでしょうか。その内容わかりませんか。

会長 はい、事務局長。

事務局（局長） 例えば、新市の名称は公募しているところもありますが、公募するとか、関係町村間で話し合っ決めてめるとか、そういう方法でございます。ということでご理解いただきたいと思っております。

田口委員 だとすればですよ、次の機会がいいと思うんですけれども、例えばそういうことを今お話ししないまま、各町村がそれぞれ持ち帰って、例えば、角館町は公募でいくと、あるいは田沢湖町は関係町村打ち合わせの中でいった方がいいという、そういうふうになった場合ですね、どうするかと。具体的な問題提起をしていただきたいんです。事務局としては、こういう方法を考えていますけれどもということを含まなくてもいいんですけれども。持ち帰ってもまた同じだと思うんですよね。

会長 ただいまの議題は、今回の提案には、説明、私触れなかったんでありまして、いずれ

こういう基本項目でいきたいと、そして次の協議会で今、局長のおっしゃったようなことをひとつ話し合いをする場も設けていきたい。それはまたそれをその段階で協議をして、いろいろな司会なり、あるいは協議方法がありますので、その段階でそういうものを提起をしたいという、事務局の今の説明であります。今回の案件には、説明ございませんで、今回はそれは取り上げて、今回の協議はしないということでございますので、今回はいずれこの基本協定項目を一応確認した上でしたいと、こういう内容であります。

私の説明に関してはそういうことで。

事務局 あくまでも方法を任意協議会で協議していただくということでありますので、協議した内容については、これに書いてありますとおり4月1日から拘束することになると思いますが、法定協議会で正式に決定するということになってございます。

- - 委員 その点で、先送りするということですか。

会長 ですからこれはある程度、皆さんで議論をしていくということ。一度に集まっていきなりは.....

- - について委員の中で協議していただくということです。

- - 今の新市構想ですけれども、いずれこれからこういう課題がたくさん出てくると思うんですよね。いろいろな問題がいっぱいあると思います。これをこの幹事会から協議会に出して、協議会がその方法を決定してまた各町村に持ち帰るということだと非常に困難な問題となる。各町村がある程度共通の認識をもって進めていけば問題はないけれども、持ち帰ればさっき角館の議長が言ったように、田沢湖と角館とで違う場合が出てくる。そのときどうするかと。

1 回戻って、後ほど協議しますと言うけれども、いつも 後から協議する。そうなった場合に、例えばこの規約の中に、例えばそういう部会だとかあればいいのか。そういう問題も提起されるんじゃないかなと思います。そこら辺いかがでしょうか。

会長 はい、どうぞ。

..... (テープ反転)

幹事長 この3番、4番の点についてでございますけれども、これは基本協定の項目の素案で3回目に新市の名称並びにその庁舎ということを協議していただきますよということでございますので、3回目の任意協議会で協議していただくということになります。

西木村長 私どもの村では、議会との話し合いでは、こういう協議会をやった都度、やっぱり議会に対して、議会代表の方もおりますし、町長も来ておりますんで、こういう話し合いがされたということを常に報告して、常に協議するという、そういう形をとることにしておりま

す。私の方の村では。皆さんの方はどうされるかわかりませんが、私の村ではそうです。

会長 暫時休憩いたします。

(休 憩)

会長 ということで、それでは、ただいま提案いたしました9号について会議を持ちまして進めたいと思いますが。

(再 開)

会長 それでは、休憩前に続きまして会議を再開いたします。

休憩中にいろいろと皆さんからお話がありました。そうしたものを事務局の方では十分受けとめておられると思いますので、今後も大きな参考にさせていただきまして協議案件の9号について採決をいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 異議なしということでございますので、9号の案件についてもご承認いただいたことに決定をいたします。

以上で、皆さんに出しました協議案件が終了いたしました。

事務局よりその他として、運営合併協議会スケジュール案があるようでありますので、これもひとつ説明をいたしますので、事務局長の方から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、説明資料の方の11ページをごらんいただきたいと思います。

任意協議会のスケジュールということで、第1回昨年12月24日に行われました第1回の協議案件の中で、日程だけ協議しておりましたけれども、その中でそれに伴います協議事項につきまして記述したものでございます。

今日は第2回ということで1月17日です。来週20日、21日と先進地視察ということで青森県の方に研修に行くことにしております。

それから、第3回が2月21日でございますけれども、このときには事務事業の現況調査の中間報告、それから新市将来構想の策定のための中間報告と財政シミュレーション、合併した後のシミュレーションですけれども、これの協議。それにさらに今協議案9号でご承認いただきました新市の名称の決定方法と新市の事務所の決定方法について第3回の2月21日で協議していただきたいと思いますと考えております。

さらに、第4回は3月10日ということで、この時点では事務事業の現況調査の報告。それから、新市将来構想についての最後の報告を法定協議会でつくった段階でのスケジュールと、当初ぐらいしかできないと思いますけれども、協議会でのスケジュールというようなものを協議

していただくことになっております。よろしく申し上げます。

会長 ただいま事務局の方から、一応そういう方向で協議していきたいというスケジュールではありますが、皆さんには20日、21日ご出席をいただけるでしょうか、この中で大きくひとつ懇談を積んでいただいて、いわゆる2月21日の以前にやはり何かそういう協議会を、こうした格式ばった協議会よりも何か必要になれば、そういう会を持つということも大事かと思しますので、20、21の研修の中で幹事の方も一緒に同行されるようでありますので、十分協議するということがいかがでしょうか。ただいまの報告については。

(「はい」の声あり)

会長 ということで、その他の案件はいいですか。

まだありますか。

事務局 すみません、今のところでございますけれども、20日、21日、事務的な連絡ですけれども8時半西木村発となっておりますけれども、ちょっと天候の具合等を勘案しまして8時に西木村発ということでお集まりいただきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

会長 大変朝早いようですけれども、朝早いのが仕事の上で一番大事でしょうから。

西木村長 その他で、ちょっと幹事会にお聞きしますけれども、さっきササキ委員さんから、環境の北浦環境センターの話出ましたけれども、専門部会の各課の課長さんおりますが、ごみの問題は4町村でやっておりますが、野焼きができないということで、生ごみのあるいはそういう、あれはふえると思うんですよ。

それから、もう一つ、さっき言ったし尿の問題がありますけれども、計画は四か町村で建てております、ゴミも当然4か町村でやっておりますが、大曲の方はどういうやり方されて、1市9町村でやって、枠もそれで決まっていると思うんですが、新しく例えば、こっちから私の村の倍ぐらいのし尿を処理したり、ごみを処理したりするというものは、あそこに容量があるんですか。そういうことを検討しておりますか、幹事会で。

会長 休憩いたします。

(休 憩)

(再 開)

会長 それでは会議を再開いたしまして、その他のご質問もこれで終わっていかげんかか。

(「異議なし」の声あり)

会長 それでは、大変お疲れさまでした。

今日は私、こういう議長を仰せつかりましたけれども、皆さんの意を尽くせないこともあったかと思いますが、皆様のご協力をいただきまして、第2回目の任意協議会が滞りなくできましたことを厚くお礼を申し上げます、あす20日、21日の研修には全員の参加をいただいて、いろいろな勉強を重ねると、研修の中で勉強を重ねるということでよろしく願いして、今日の協議会を、一応議長としての閉会をさせていただきます。

どうもありがとうございました。

- 了 -